

議案第 5 号

君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

農業集落排水事業を公営企業会計に移行するに当たり、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）に規定する財務規定等を適用するため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第4条の規定により、君津市農業集落排水事業（以下「農業集落排水事業」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業集落の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 農業集落排水事業の区域は、君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成14年君津市条例第5号）第3条に規定する位置とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万

円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 農業集落排水事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円を超えるもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万を超えるものとする。

(会計事務の処理)

第8条 法第34条の2ただし書の規定により、農業集落排水事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支払いに係る手続きの審査に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。